

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第4回期日（20200203）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号国家賠償請求事件

原告 大江千束ほか9名

被告 国

証拠説明書5 （甲A号証）

2020年2月3日

東京地方裁判所 民事部第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 弁護士 寺 原 真希子

他20名

号証	標目	原本 写し の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲A 187	国際人権法－国際基準のダイナミズムと国内法との協調（第2版）（信山社、2016年） 36頁から39頁、538頁から551頁、578頁から581頁、598頁から613頁	写し	2016年	申恵丰	<ul style="list-style-type: none">・国際人権保障の履行を確保する制度として、条約機関への報告制度、国連人権理事会の普遍的定期審査などがあること・条約機関として、自由権規約40条に基づく自由権規約委員会、女性差別撤廃条約17条に基づく女性差別撤廃委員会などがあること・報告制度の概要・普遍的定期審査の概要など

号証	標目	原本 写し の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲A 188	LGBTをめぐる法と社会 (日本加除出版、2019 年)第9章(186頁から 213頁)	写し	2019年	谷口洋幸	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性自認に基づく差別の禁止、同性カップルの保護などLGBTをめぐる人権問題について、2000年以降、多くの報告制度において取り上げられるようになり、2010年以降は条約機関の一般的意見や一般的勧告でもこれらの問題が積極的に取り上げられるようになってきたこと ・2006年に開始された国連人権理事会の普遍的定期審査では、多くの国の審査で性的指向や性自認に基づく差別の禁止、同性カップルの保護などLGBTをめぐる人権問題について何らかの勧告が出されていること ・自由権規約やジョグジャカルタ原則などで確立された性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は許されないという法規範が、これらの履行確保措置において実際に実践されていること ・LGBTの人権保障に反対する目的で採択された「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」(伝統的価値決議)等に対し、日本は反対票を投じたことなど
甲A 189	外務省HP(URP(普遍的・定期的レビュー)の概要)	写し	印刷日 2020年 1月20 日	外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・普遍的定期制度の概要 ・日本に対する第1回、第2回、第3回審査が実施された時期、それらの成果文書が人権理事会本会合で正式に採択された時期 ・日本が、普遍的定期審査のフォローアップを自発的に行ったことおよびその時期など
甲A 190	Wikipedia(国際連合人権理事会)	写し	印刷日 2020年 1月20 日	Wikipedia	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が、2006年に初代理事国に当選して以降、5期に渡って国連人権理事会の理事国を務めていること、その具体的な時期など
甲A 191	外務省HP(報道発表 国連人権理事会理事国選挙の投票結果)	写し	2019年 10月18 日	外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が、2006年に初代理事国に当選して以降、5期に渡って国連人権理事会の理事国を務めていること、その具体的な時期など

号証	標目	原本 写し の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲A 192- 1	UNIVERSAL PERIODIC REVIEW Report of the Working Group on the Universal Periodic Review Japan	写し	2008年 5月30 日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回審査の過程において、カナダが日本に対し、性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じることを勧告したこと ・ 2008年5月9日に行われた日本に対する第1回目の普遍的定期審査の際、日本は、「性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できないと考えており、教育活動を通じて性的指向に基づく差別を撤廃しようとしている。政府は、性適合手術及びその他の性同一性障害者に対する治療は、正当な医療行為として認められている」旨を述べた。また、「一定の条件を満たす性同一性障害者については、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の取扱いについて変更が可能である。」と返答したことなど
甲A 192- 2	UPR 第1回日本政府審 査・結果文書（仮訳）	写し	不 明	外務省	甲A192-1の訳文
甲A 193- 1	Report of the Working Group on the Universal Periodic Review Japan	写し	2012年 12月14 日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回審査の過程において、カナダ、スイスなどの6か国が日本に対し、性的指向に基づく差別からの法的保護の強化などを勧告したことなど
甲A 193- 2	UPR 第2回日本政府審 査・結果文書（仮訳）	写し	不 明	外務省	甲A193-1の訳文
甲A 194- 1	Report of the Working Group on the Universal Periodic Review* Japan	写し	2018年 1月4日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回審査の過程において、メキシコ、オランダなどの13か国が日本に対し、性的指向に基づく差別の法的な禁止などを勧告したこと ・ スイスやカナダのように国レベルで同性婚を承認することを明示的に勧告した国もあったことなど
甲A 194- 2	UPR 第3回日本政府審 査・結果文書（仮訳）	写し	不 明	外務省	甲A194-1の訳文

号証	標目	原本 写し の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲A 195- 1	Discrimination and violence against individuals based on their sexual orientation and gender identity Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	写し	2015年 5月4日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年5月、国連人権高等弁務官が、性的指向や性自認に基づく個人に対する差別や暴力に関する報告書を提出したこと ・ 国連人権高等弁務官が、加盟国に対し、上記報告書の第79号(h)において、性的指向や性自認に基づく差別解消措置として、同性どうしの関係性やその子どもたちに異性間の婚姻と等しい保証を与えることを明示的に勧告したことなど
甲A 196- 1	UN LGBTI CORE GROUPのHP (Core Group History/ Members)	写し	印刷日 2020年 1月20 日	UN LGBTI CORE GROUP	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年、11の国と地域、国連人権高等弁務官と2つの国際NGOによって国連LGBTIコアグループ (United Nations LGBTI CORE GROUP) が結成されたこと ・ 日本はその構成国の1つであることなど
甲A 197- 1	UN declaration on sexual orientation and gender identity	写し	2008年 12月18 日	日本含む 66か国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年12月の第63回国連総会に「性的指向および性自認に関する宣言」 (UN declaration on sexual orientation and gender identity) と題する66か国の共同声明が提出され、採択されたこと ・ 日本は同声明の原案提出国の一つとして名前を連ねていたことなど
甲A 198- 1	FOLLOW-UP TO AND IMPLEMENTATION OF THE VIENNA DECLARATION AND PROGRAMME OF ACTION Resolution adopted by the Human Rights Council* 12/21. Promoting human rights and fundamental freedoms through a better understanding of traditional values of humankind	写し	2009年 10月12 日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年10月の第12回人権理事会において、LGBTの人権保障に反対する目的で「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」 (伝統的価値決議) (A/HRC/RES/12/21) が採択されたこと ・ これに対し、日本は反対票を投じたことなど
甲A 199- 1	URP第1回日本審査フォローアップ (英文)	写し	2011年 3月	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本が、2011年3月の第16回国連人権理事会における普遍的定期審査の第1回審査のフォローアップにおいて、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年12月の第63回国連総会で採択された「性的指向および性自認に関する宣言」では、コアグループの一員として署名を行ったと述べたことなど

号証	標目	原本 写し の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲A 199- 2	URP第1回日本審査フ ォローアップ（仮訳）	写し	不 明	外務省	甲A199-1の訳文
甲A 200- 1	Resolution adopted by the Human Rights Council* 16/3 Promoting human rights and fundamental freedoms through a better understanding of traditional values of humankind	写し	2011年 4月8日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年3月の第16回国連人権理事会において、再び、LGBTの人権保障に反対する目的で「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」（伝統的価値決議）（A/HRC/RES/16/3）が採択されたこと ・ これに対し、日本は反対票を投じたことなど
甲A 201- 1	Joint statement	写し	2011年 3月22 日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年3月の第16回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに日本が署名したこと及びその内容など
甲A 202- 1	URP第2回日本審査フ ォローアップ（英文）	写し	2017年 1月	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年1月、日本が自発的に行った普遍的定期審査の第2回審査のフォローアップにおいて、日本は、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年12月の第63回国連総会で採択された「性的指向および性自認に関する宣言」ではコアグループの一員として署名を行い、2011年6月の第17回国連人権理事会および2014年9月の第27回国連人権理事会で採択された「人権、性的指向および性自認」と題する決議に賛成し、更に2011年の第16回国連人権理事会および2015年の第29回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに署名していると述べたことなど
甲A 202- 2	URP第2回日本審査フ ォローアップ（仮訳）	写し	不 明	外務省	甲A202-1の訳文

号証	標目	原本 写し の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲A 203- 1	Resolution adopted by the Human Rights Council 26/11 Protection of the family	写し	2014年 7月16 日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年7月の第26回国連人権理事会において、LGBTの人権保障に反対する目的で「家族の保護決議」(家族決議) (A/HRC/RES/26/11) が採択されたこと ・ これに対し、日本は反対票を投じたことなど
甲A 204- 1	Resolution adopted by the Human Rights Council 27/32 Human rights, sexual orientation and gender identity	写し	2014年 10月2 日	国連人権 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年9月の第27回国連人権理事会において、「人権、性的指向および性自認」と題する決議 (A/HRC/RES/27/32) が採択されたこと ・ 日本は賛成票を投じたことなど
甲A 205	EMAHP (世界の同性 婚)	写し	印刷日 2020年 1月20 日	NPO法 人EMA 日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同性婚が施行された国地域名、施行時期など
甲A 206	第3次男女共同参画基本計 画 (抄)	写し	2010年 12月17 日	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画 (平成22年12月17日閣議決定) において、「性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」、「性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」と記載されていることなど
甲A 207	第4次男女共同参画基本計 画 (抄)	写し	2015年 12月25 日	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画 (平成27年12月25日閣議決定) において「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合 (中略) について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」、「法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。」と記載ことなど